ききょうデイサービスセンター岡谷運営規程

（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人桔梗会設置するききょうデイサービスセンター岡谷（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。又、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（事業の運営）

第３条　事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ききょうデイサービスセンター岡谷

（２）所在地　群馬県沼田市岡谷町６８７番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（生活相談員と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）生活相談員　２名以上（うち、１名は兼務）

（３）介護従業者　２名以上（うち、１名は兼務）

（４）看護職員　１名以上

（５）機能訓練指導員　１名以上（看護職員と兼務）

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。

（２）営業時間　８時１５分から１７時１５分までとする。

（３）サービス提供時間　８時４５分から１６時１５分までとする。

（利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、１日１２名とする。

（事業の内容）

第８条　事業の内容は、次のものとする。

（１）介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

（２）入浴サービス

（３）給食サービス

（４）生活指導（相談・援助等）

（５）機能訓練

（６）健康チェック

（７）送迎サービス

（利用料等）

第９条　指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）によるものとする。

３　次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業の送迎を行った場合は、１キロメートル毎に３０円を徴収する。

４　食事の提供に要する費用については、利用料金表のとおりとする。

５　日常生活品に要する費用については、利用料金表のとおりとする。

６　その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

７　前６項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

８　事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

９　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１０　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、沼田市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（衛生管理等）

第１２条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期

的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１８条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携など）

第１９条　事業者は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２１条　事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援

専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桔梗会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　６月　１日から施行する。

ききょうデイサービスセンター岡谷　利用料金表

1　居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	項　　目		金　　額
	６時間以上７時間未満	要介護１	８８０円／日
		要介護２	９７４円／日
		要介護３	１，０６６円／日
		要介護４	１，１６１円／日
		要介護５	１，２５６円／日
	７時間以上８時間未満	要介護１	９９４円／日
		要介護２	１，１０２円／日
		要介護３	１，２１０円／日
		要介護４	１，３１９円／日
		要介護５	１，４２７円／日
加算	入浴介助加算（Ⅰ）		４０円／日
	入浴介助加算（Ⅱ）		５５円／日
	若年性認知症利用者受入加算		６０円／日
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		２０円／回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		５円／回
	科学的介護推進体制加算		４０円／月
	家族送迎減算		△４７円／回
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		２２円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		１８円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		６円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		本サービスの介護報酬総単位数の１８．１％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

2　その他の費用

料金の種類	金　　額
通常の事業地域を越えて行う送迎 （沼田市を超えて５㎞以上から計算）	１キロメートル毎　　３０円／㎞
食事の提供に要する費用	昼食（おやつ代含む）　　５２２円／回 （延長利用時の夕食は５２２円／回）

サービス延長利用（8時間を超える部分） 07:45～08:45、16:15～18:15	２５０円／30分毎
日常生活費	紙おむつ代　１２０円／枚 パンツタイプ　１５０円／枚 尿取りパッド　３０円／枚 褥瘡処置用滅菌ガーゼ　１５円／枚
特別な行事費	実　　費

令和６年６月１日改正

ききょうデイサービスセンター岡谷（介護予防）利用料金表

1　居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	項　　目		金　　額
	６時間以上７時間未満	要支援１	７６０円／日
		要支援２	８５１円／日
	７時間以上８時間未満	要支援１	８６１円／日
		要支援２	９６１円／日
加算	入浴介助加算（Ⅰ）		４０円／日
	入浴介助加算（Ⅱ）		５５円／日
	若年性認知症利用者受入加算		６０円／日
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		２０円／回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		５円／回
	科学的介護推進体制加算		４０円／月
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		２２円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		１８円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		６円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		本サービスの介護報酬総単位数の１８．１％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

２　その他の費用

料金の種類	金　　額
通常の事業地域を越えて行う送迎 （沼田市を超えて５㎞以上から計算）	１キロメートル毎　　３０円／㎞
食事の提供に要する費用	昼食（おやつ代含む）　　５２２円／回 （延長利用時の夕食は５２２円／回）
サービス延長利用（8時間を超える部分） 07:45～08:45、16:15～18:15	２５０円／30分毎
日常生活費	紙おむつ代　　１２０円／枚 パンツタイプ　　１５０円／枚 尿取りパッド　　３０円／枚 褥瘡処置用滅菌ガーゼ　　１５円／枚
特別な行事費	実　　費

令和６年６月１日改正